# 平成25年度事業計画(案)

#### 1. はじめに

建築士法に規程された法定団体とし、又今年度より一般社団法人へ移行したことにより 各種事業並びに建築基準法、建築士法等の円滑な施行に向け活発な活動を推進する。

特に、知事指定の「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の実施、 告示第15号の更なる普及徹底、会員の増強、各種講習会・研修会の開催等、積極的な活動を通じて組織の強化を図り、団体としての自立的監督体制の確立を進めるとともに、業務の厳正な執行と職業倫理の周知徹底により建築士事務所の健全な発展に努力することとする。

## 2. 重点事項

(1) 一般社団法人としての事業経営基盤の確立のため、会員事務所の増を今まで以上に 努める。

そのためには、会員事務所に対し魅力ある事業を提供できるよう企画し、実施する。

- (2) 一般社団法人への移行条件である継続的に実施すべき公益目的事業を実施するのは 勿論のこと、建築士事務所の技術力や業務倫理の向上を目指した講習会を開催する ことや、設計等を委託する建築主の保護を図るための諸事業を実施する。
  - 継続的に実施する公益目的事業とは、
    - 1) 建築士技術者登録事業
      - ①住宅金融支援機構のフラット35, リ・ユース住宅及びリフォーム融資に係る「適合証明技術者業務講習」の開催・適合証明技術者の登録受付事業 (隔年実施)
      - ②被災建築物の被災度区分判定及び復旧技術指針講習の開催・技術者登録受付 事業
    - 2) 管理建築士講習(法定講習) 受講申し込み受付事業
    - 3)講習会講師派遣事業
    - 4) 建築士事務所登録受付事業
    - 5) 苦情の解決事業
    - 6) 建築士事務所キャンペーン事業
    - 7) 業務報酬基準等の要望事業
    - 8) 児童又は青少年の育成を目的とする事業
      - ①児童・生徒への出前講義
      - ②ドリーム21けんせつ事業

- 3. 各委員会毎の事業計画・役割
- (1)総務・財務委員会
- ①定款・法規・諸規定の整備
- ②会財務、収支予算の執行、決算報告の作成
- ③組織の拡充
- ④建築士事務所登録申請等の受付事務
- ⑤近畿ブロック協議会及び日本建築士事務所協会連合会の会務の執行
- ⑥建築士事務所賠償責任保険への加入促進
- (2)業務・技術委員会
- ①官公庁との意見交換会の実施
- ②業務報酬基準(国土交通省告示第15号)の普及徹底要望運動の実施
- ③建築士事務所の業務改善に関する調査研究
  - ・建築関係法令、行政運営についての情報収集提供
  - ・建築士事務所の業務書式(建築設計監理契約書、重要事項説明書等)の改善普及
  - ・建築士事務所の業務の品質確保に係わる事項の調査研究
  - 官公庁発注方式の調査研究
  - ・耐震関係業務発注に関する調査研究
- ④なら安全安心住まい・まちづくり協議会への参画
- (3)教育・情報委員会
- ①会員向け情報提供
- ②建築士事務所のデータベースの構築
  - ・会員の基礎的データの収集
  - ・建築士事務所の公開データベースの構築
- ③会員相互の情報交流ネットワークの構築
- ④建築士事務所の教育・研修等
  - ・法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)の実施
  - ・開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の実施
  - ・ 適合証明技術者講習の実施
  - ・建築士事務所の新人教育、OA化の促進及び情報管理システム導入等のインストラ クションサービスの実施
  - ・業務能力向上に資する研修・各種講習会の実施
- ⑤児童・青少年の教育・研修等
  - ・小・中学校の生徒や工業高校の生徒に対する研修会・講演会等の実施
  - ・ドリーム21けんせつ事業への参画

#### (4) 広報・渉外委員会

- ①会報誌「やまと」・「会員名簿」及び「入会案内」等の編集発行、会員及び関係先へ の配布
- ②建築設計監理業務の進歩改善と建築士事務所の健全な発展を図るため関係機関への 要望、陳情の実施
- ③建築士事務所の業務及び協会の P R
- ④各委員会活動成果の周知

#### (5) 事業委員会

- ①建築建材工場等の見学会、説明会の実施
- ②会員相互の交流活動の実施(旅行、ゴルフ、懇親会等)
- ③関係職域団体との交流・業務提携
- ④建築相談室の運営
- ⑤図書の出版及び販売促進

#### (6) 指導委員会

- ①建築士事務所の業務に関し、契約の内容の適性化その他設計等を委託する建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告、その他の業務
- ②建築士事務所の業務に対する設計等を委託する建築主等からの苦情解決業務
- ③建築士事務所の開設者に対する研修
- ④その他法定法人(建築士法第27条の2)の目的を達成するために必要な業務

## (7) 構造・技術委員会

- ①耐震に関する相談窓口の開設
- ②民間所有建築物の耐震診断の促進
- ③耐震に関する行政運営への協力
- ④耐震補強工法に関する調査研究・講習会等の実施
- ⑤建築構造に関する調査研究・講習会等の実施

#### (8) 倫理委員会

- ①会員に対する倫理規程の普及・指導
- ②懲戒規程第3条に規定する懲戒の事由の調査